

第26期火災予防審議会人命安全対策部会 部会(第4回) 開催結果

1 日 時

令和6年6月17日(月) 10時00分から11時46分まで

2 場 所

連合会館402号会議室(東京都千代田区神田駿河台三丁目2-11)

3 出席者(二重線:リモート参加)

(1) 委 員(敬称省略:五十音順)

飯泉 洋、池畠 由華、大宮 喜文、唐沢かおり、佐野 友紀、重盛 政幸、
鈴木 恵子、高橋 明子、谷村 孝彦、中原 修、野口 貴文、長谷見 雄二、
藤野 珠枝、古川 容子、水野 雅之、吉岡 英樹、渡辺 剛英 (計17名)

(2) 東京消防庁関係者

予防部長、参事兼予防課長、予防部担当課長、予防部副参事、建築係長、消防設備係長、指導係長、
対策担当係長、係員3名 (計11名)

4 議 事

- (1) 防災センター 令和6年度の調査、検討方針
- (2) 関係者不在施設 令和6年度の調査、検討方針
- (3) オールスタンディング基準案に係る課題の検討方針
- (4) 新たな委員の委嘱について

5 資料一覧

- (1) これからの時代にふさわしい防災センターのあり方 ……………資料1
- (2) 関係者不在施設等における防火管理について ……………資料2
- (3) 劇場等における客席等の基準のあり方に係る検討 ……………資料3
- (4) 新たな委員の委嘱について ……………資料4
- (5) 部会(第3回)議事概要 ……………参考資料1
- (6) 使用中の防火対象物における情報共有ツールの技術ガイドライン(案) ……………参考資料2
- (7) 使用中の防火対象物における情報共有ツールの運用ガイドライン(案) ……………参考資料3
- (8) 関係者不在施設ヒアリング調査実施項目(案) ……………参考資料4

6 議事速記録

【事務局】

それでは、定刻となりました。ただいまから、火災予防審議会人命安全対策部会第4回部会を開催させていただきます。本日の部会の流れをご説明させていただきます。

はじめに、議事1としまして、「防災センターのあり方における令和6年度の調査検討方針」について説明い

たします。

次に、議事2で「関係者不在施設における防火管理の令和6年度の調査検討方針」についてご説明させていただきます。

議事3では、「オールスタンディング基準案にかかる課題の検討方針」について説明をさせていただきます。

最後に、議事4で「新たな委員の委嘱」についてご説明させていただきます。

なお、前回の部会でいただいたご意見等は、本日の説明に反映させていただいているほか、参考資料に議事概要としてまとめさせていただいております。

それでは、議事に入ります。議事の進行につきましては、野口部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【議長】

皆さんおはようございます。それでは、議事次第によりまして議事の1番目から説明させていただければと思います。まずは、「防災センターのあり方における令和6年度の調査検討方針」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、事務局から、これからの時代にふさわしい防災センターのあり方について、令和6年度の検討の進め方についてご説明をさせていただきます。まずは、昨年度の検討の振返りでございます。昨年は、任意で抽出した30対象の防災センターへヒアリング調査を実施し、前回の部会においてその結果を報告させていただいたところでございます。こちらは、昨年度のヒアリング調査の項目になります。調査項目やその回答が多岐にわたったことから、前回の部会において検討対象の絞込みについてご意見をいただいたところでございます。

こちらのスライドは、ヒアリング結果及び委員の皆様のご意見を中心に、本年度の方針に向けて課題を整理したものです。課題を大きく3点に整理いたしました。まず、課題1は、防災センター要員の代替え方策がないといったもので、主に人員不足、人的負担に関する問題でございます。こちらの課題については、目指すべき方向として、防災センター要員に関する基準の合理化を検討したいと考えております。詳細については後ほど個別に説明させていただきます。課題2は、遠隔監視場所からの監視・警戒ができないという内容です。こちらについては、遠隔監視の基準整備を検討いたします。課題3は、防災センターと各テナント自衛消防隊の連携についてです。こちらについては、情報共有ツール等を活用した自衛消防体制の強化について検討させていただきます。

ここに記載した3点の課題のほか、防災センター要員の高齢化の問題ですとか、順次避難の問題が昨年度挙げられておりましたが、前回の部会においても、1年で議論を尽くすのは難しいとのご意見をいただいておりますので、今後の課題とさせていただいて、本年度の検討から外しております。それでは、それぞれの課題について説明をさせていただきます。

まずは、課題1の防災センター要員の代替方策についてでございます。防災センターのヒアリング調査によって、防災センター上の課題について質問した結果が左下のグラフになります。ご覧のとおり、人員不足の回答が一番多く、詳細な内容を見ていきますと、機械化対応への要望や、休日、夜間等の営業時間外においても多数の防災センター要員が求められていること。東京都では、防災センター要員講習の修了と自衛消防技術認定証の両方を求めていることで、これらが勤務員確保の障害になっているといった内容でございます。

これらの課題に対し、防災センター要員に関する基準の合理化を目標とし、機械化対応、公開時間外の必要人数の整理、防災センター勤務に要する資格の整理、この3点について検討を進めたいと考えています。

まず、機械化対応ですが、防災センター等の技術上の基準において、防災センター要員に求めている対応行動を抽出し、人が行うべきもの、機械で対応できるものに分類をいたします。機械で対応できるものについては、具体的にどのような技術があるのかを調査し、調査結果を例示として示したいと考えております。

最終的な基準化案としては、防災センター要員の対応行動について、新技術等による置換えができるようにし、新技術等による置換えが妥当であるかどうかは防火対象物の用途や構造等を踏まえて1件ごとに防災センター評価によって判断するような仕組みにできればと考えております。

次に、公開時間外の必要人数の定義です。人命危険に着目して考えると、在館者の多い日中と在館者の少ない夜間では当然、夜間のほうが人命危険は低いと考えます。また、防災センターが義務設置されている建物の火災による負傷者の発生状況を見ると、学校や事務所等の夜間に使用されていない用途では、夜間時間帯ではほとんど負傷者が発生しておりません。そこで、在館者の多い公開時間中と在館者のいない公開時間外に分けて考え、在館者のいない公開時間外について、最適な防災センター要員の人数について検討したいと考えております。

最後に、防災センター勤務に要する資格の整理についてです。現在、防災センター要員には防災センター要員講習と自衛消防技術認定証の両方を求めています。それぞれの資格の内容や制度の生い立ちについて調査をし、それぞれの資格を必要とする具体的な業務の整理を行いたいと考えております。

ここからは、課題1の補足内容の説明になります。ご覧のスライドは、防災センター等の技術上の基準において、防災センター要員に求めている対応行動を抽出したものです。これらの項目について、機械化すべきものと人が行うべきもの、機械化すべきものについては現在の技術で可能なものと、将来的に技術の発展により可能となるものを分けて調査検討していきたいと考えております。

こちらのスライドは、東京消防庁管内の防災センターが設置されている建物の数を表したものです。防災センターが設置されている防火対象物の数は1820棟でございます。そのうちの64.7%が「特定用途の複合」であります。特定用途の複合の内訳をみると、共同住宅や病院、ホテルのほか、事務所、物品販売店舗、飲食店といった用途で構成されております。

なお、円グラフのうち、ピンク色で表示している部分は24時間利用者や居住者が使用している用途であり、青色で表示している部分は夜間利用者が居ないと考えられる用途でございます。

次のスライドは、東京消防庁管内の防災センターが義務設置されている防火対象物の過去10年間の火災による負傷者の数をまとめたものでございます。日中の時間を7時から21時、夜間の時間を22時から6時として集計いたしました。

グラフでは、青色が日中、オレンジ色が夜間に発生した負傷者の数を示しております。夜間に発生した火災による負傷者の大半が共同住宅において発生していることが分かります。反対に夜間は人が少ないと考えられる用途については、負傷者がほとんど発生していないことも分かります。このことから、防災センター要員の体制について公開時間中と公開時間外に分けて考えたほうが火災の実態に合っていると考えられます。

次に、課題2の遠隔監視についてご説明いたします。まず、ヒアリング調査の結果でございます。遠隔監視が制度として認められた場合に導入を検討すると回答したのは、調査対象の約3割です。検討する理由としては、人員確保の点でメリットが大きいことが挙げられます。また、夜間など人が無人になる時間帯について限定的に検討したいというご意見や統括責任者が別の場所から確認できるとよいといった意見もございました。

検討しないと回答した理由としては、「有事にはマンパワーが要る」や、「夜間でも人が多く、現場での速やかな対応が必要とされているため難しい」というようなものがございします。全体的な傾向としては、学校や事務所のような夜間に無人となる建物において遠隔監視の要望が多く、ホテルや病院といった24時間滞在者がいる建物では遠隔監視を検討しないという傾向が見えてきました。ヒアリング調査では検討しないとの回答が多い状況ではございしますが、一部の建物から遠隔監視について強い要望があることや、現在は基準そのものがなく、遠隔監視という選択肢を示せていないということが課題でありますので、本年度はこの基準化について検討を進めさせていただきたいと考えております。

今年度の検討の進め方でございします。遠隔監視の基準案の作成を目標として、遠隔監視技術の調査と防災センターに備え付ける図書の電子化対応について検討したいと考えております。

まずは、遠隔監視技術の調査でございします。既に建築設備等の監視を遠隔で実施している事業者様がございしますので、そのような事業者様にヒアリングを行い、どのような内容について監視しているのか、遠隔監視場所から建築設備等の操作が可能であるか、異常が発生した際はどのように対応を行うのか等について調査をさせていただきます。また、消防設備についても技術的に遠隔監視が可能であるのか、消防設備メーカー等にヒアリングをさせていただきます。その上で課題1の検討において抽出した防災センター勤務員の行動を遠隔監視に置き換えることができないか検討をさせていただきます。

次に、防災センターに備え付ける図書の電子化対応についてです。防災センターに備え付ける図書は、現在紙での保管が義務付けられており、遠隔監視の基準を作成する際の障害になることが考えられます。紙での保存を義務付けられている理由は、緊急時に即座に見読可能な状態とするためとされておりますが、近年の電子化の流れ、技術の進歩を考慮し、原則として電子化ができるように検討を進めたいと考えております。

こちらが課題2の補足の説明でございします。課題1の検討において抽出をしました防災センター要員に求めている対応行動のうち、防災センター勤務員の行動でございします。この内容について遠隔監視に置換えができないかどうか検討をさせていただきます。

こちらのスライドは、平成25年度通知により整理された消防法令関係の保存義務のある図書の電子化の状況でございします。一番下の防災センターに備え付ける図書のみが、現在も紙での保管が義務付けられている状況でございします。

こちらは、防災センターに備え付ける図書の内容でございします。現在は全てを紙で保存することを義務付けておりますので、電子による保存ができるように検討を進めたいと考えております。また、電子化する以上は、消防隊にとっても施設側にとっても利用しやすい方法とすることが重要ですので、インデックスを付ける方法や保存方法を指定する方法など、必要な物をすぐに参照できるような方法についても検討を進めさせていただきます。

最後に、課題3の防災センターと各テナント自衛消防隊の連携についてです。まず、昨年度のヒアリング調査の結果についてですが、テナントとの関係について質問したところ、問題があると回答した建物が約3割ございしました。回答の内容としては、前回の部会でも報告をさせていただきましたが、複数フロアを使用しているテナントにおいて高層階で発生した火災情報が当該テナントの自衛消防隊に伝わらず、対応に苦慮した事例がございしました。また、避難訓練の参加等においてもテナントと温度差があるといったような内容もありました。

こちらのスライドは、前回部会の資料と同じものでございします。テナントであるホテルの上層階で火災が発生し、放送設備が鳴動しましたが、テナントの自衛消防隊が居るホテルの警備室、こちらは区分鳴動のため放送設備が鳴らず、火災の発生に気づくのが遅れたといった事案でございします。

このほかにも、防災センターと地区隊であるテナントの連携不足による不適切な事例がございましたので、ご紹介をさせていただきます。まず、事例1でございます。こちらは、火災を発見してから、システム監視室、管理会社、建物所有者と様々な順に報告が回ったあとに119番通報をしており、結果として通報に大幅な遅れが生じた事案でございます。事例の2は、自動火災報知設備が作動し、防災センターがテナントに確認の電話をしたものの、テナント側は自動火災報知設備の発報場所を確認せずに「異常なし」と報告したことによって、通報の大幅な遅れが発生した内容でございます。事例3は、手術室で発生した火災で、初期消火そのものは早期に行われたものの、防火管理者が現場に到着し、指示するまで通報が行われず、119番通報が遅れた事案でございます。

今年度の検討内容でございます。先ほどご説明をしました防災センターとテナントの連携の課題について、情報共有ツールを導入することによる自衛消防体制の強化を目指します。また、テナントの自衛消防隊が訓練や災害対応を自分事として捉えてもらえるような情報提供手法についても検討をいたします。具体的な検討の中身としては、先ほど説明した事例の解決策として、情報共有ツールが有効であるかどうか検討をさせていただきます。また、情報共有ツールを使用した場合、公開時間中の最適な防災センター要員の人数についても検討をいたします。

次に、テナント自衛消防隊への情報提供の方法についてです。万が一火災が発生したら、自分自身や周囲にどのような影響があるのかといった視点を取り入れることで、テナントにも火災時の対応や自衛消防訓練について自分事として捉えてもらえるのではないかと考えております。他機関の広報手法や最新の研究状況等についてご意見をいただき、情報提供方策についての検討を進めたいと考えております。

こちらが最後のスライドでございます。情報共有ツールの具体例でございます。情報共有ツールについては、第25期、前期の火災予防審議会において審議していただいた経緯がございます。25期の答申の中で、使用中の防火対象物における情報共有ツールの技術ガイドラインと、それから運用ガイドラインの2つが示されており、この2つのガイドラインについては、参考資料として本日の資料に入れさせていただいております。このガイドラインに適合する情報共有ツールを前提として、今回の検討を進めさせていただければと考えております。

なお、スライド右側の絵の部分も第25期の答申から抜粋したものでございます。当時想定されていた情報共有ツールとして、自衛消防活動支援システムの製品画面でございます。

こちらの製品は、自動火災報知設備の火災信号を携帯端末等に送り、テナント自衛消防隊が所持しているスマートフォン等による火災の発生場所や消火器の位置を確認できるほか、自衛消防隊としての活動事項が表示され、一つ一つのタスクを実行することで、自衛消防活動を漏れなく実行することができるものとなっております。また、現場の写真を防災センターへ送信し、災害状況を共有する機能や平常時の訓練機能も搭載されております。自衛消防活動支援システムの詳細な機能の説明については、第25期火災予防審議会にて説明させていただいておりますので、この場では割愛させていただきます。防災センターのあり方の資料の説明については以上です。

【議長】

どうもありがとうございました。ただいまの防災センターの在り方について、今年度の検討方針のご説明をいただきましたが、何かご意見等はございますでしょうか。いかがでしょう。

【委員】

まず、資料の10枚目のところで、内容はよろしいと思うのですが、件数のお話をされているので、割合も書いていただくといいかと思いました。例えば、宿泊施設は全体的な件数も少ないので、割合とすると少し上がってくるのかなということもありまして、割合も出してほしいと思いました。

2点目が、19ページの防災センターの非常放送の件が非常に重要な問題かと思っています。2点あるんですが、防災センターに警報は行ったのかということが1点目と、2点目は、同一の法人が実施している管理運営ということですが、場合によっては、例えば、駅のターミナルだとか、管理者がたくさんいて移報は行うという場合にどの程度のことまでをしているのか、お分かりであれば教えていただければと思います。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。それでは、事務局から回答させていただきます。スライド19ページ目の防災センター、ホテル警備室の事案でございます。これについては、信号は防災センターのほうに火災信号が入っております。

地区音響装置は出火階と直上階が鳴動しますので、20階と21階だったと思うのですが、上の階の感知器が発報した階と、その直上階については放送が鳴っていますが、その下の階にあったホテル警備室では分らなかったそうです。

これについては、情報共有ツール等があれば地区音響装置が鳴動しなくても、テナント自衛消防隊に「ここで火災発生信号が入っていますよ」という情報が行きますので、それによって情報共有ができると考えます。

【委員】

これは、ある程度適切にシステムができていたが、うまく作動しなかったというか、盲点だったようなケースかと思いますが、こういうケースはほかにもあるのかどうか。実際には起こっていないが、移報されないことによって対応が難しいようなことがあるのかどうかということを調べたか教えていただけませんか。

【事務局】

こちらのホテルの事例になりますが、こういった事例の件数があるかということ、そんなに多いものではございません。20枚目のスライドに、事例1、2、3とまとめさせていただいたのですが、東京消防庁では自衛消防活動に不適正な事例があった場合に、管轄消防署から報告を求めています。過去2年分を私のほうで確認をさせていただきまして、その中で特徴的なものをまとめたものになります。

情報共有ツールが活用できればいいと思った事例をピックアップしましたが、全体的に火災の発生を施設内で情報共有するのに時間がかかって、119番通報が遅れたというケースが多い傾向ではあります。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【庁内関係者】

補足しますと、駅舎のようないろいろな管理権限にあるような建物については、現在、我々のほうで指導させていただいている限りでは、管理権限が違うところにも、違う防災センターにも、火災信号の移報をしてくださいというご指導はさせていただいています。

ただ、それが、先ほど事務局からもありましたが、年代が古くなると、どこまでできているのかというところは疑問符が付くところもあります。法令上は別の防火対象物と見なすというものについては、特段に移報する義務はないので。ただ、そうは言っても、百貨店だとか駅舎だとか一緒に入っているところは、それぞれの防災センターに移報してくださいねというご指導はさせていただいております。

【委員】

ありがとうございます。よく分かりました。

【議長】

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

大変丁寧に資料をまとめられていると思います。4枚目に、課題の整理と目指すべき方向ということで、大事な課題を抽出して目標設定もご検討いただくということで、本当にこれは大事だと思います。

それで、この課題2の点について一点、お話しさせていただきたいんですが、12ページ目に、課題2のヒアリング結果の概要があります。これを見ると、今回の課題設定に対して検討するというのが3分の1ぐらいで、3分の2が検討しないということですが、課題設定としては、私は本当に大事なことと思います。それに対して回答が出てきたとしても、「検討する」よりも、「検討しない」という方が多くいらっしゃる印象を与えてしまうような結果になっているような印象を受けます。

この意見の詳細を拝見すると、検討する、検討しないで用途による特殊性みたいなものがあって、それによって検討しないという回答をするようなところもあると感じます。

要は、2ページ目に調査対象が30対象で、用途は事務所単独から始まって学校、その他警備会社で30対象あるんですが、場合によってはこのどういうところの用途をどれだけ多くするかによって、この数が随分変わってくるような印象を受けます。

12枚目の9件と20件という数字ですが、先々、こういった用途に対して、場合によっては前向きに考えられるような用途、あるいは幾分そういったことが難しいような用途というのは、後々エビデンスとして、そのようなことを踏まえた上の数としてまとめておいていただいたほうが説明が付きやすいと思います。

将来基準を決めるとき、基準を決めるとなったときに、用途に対して、防火対象物によってそれぞれ基準化するということもあるかもしれません。そういったときのためにデータの整理をしていただくと、今後分かりやすくなるのかと思いました。

コメントのような形になっていますが、何かあればお聞きいただければと思います。以上です。

【議長】

いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。確かに、ヒアリングの結果の概要を見ますと、検討しないというところが非常に多く見えておりますが、その中でも先ほど、スライドの9ページのグラフで示しましたとおり、夜間の利用者がいないような用途、特定用途の複合の中でも、事業者がいないような用途が4割くらいございますので、

こういった対象物におきましては十分検討の余地があるんじゃないかなと考えております。

こういったところは、まだ利用者のほうでも状況が把握できていないということだと思いますので、この基準をつくりながら、利用者にも説明してまいりたいと思っております。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【議長】

そのほかはいかがでしょう。どうぞ、お願いします。

【委員】

消防法上の防災センターではないのかと思うのですが、機械警備では警備会社が飛んできて、それで火事が確認をしてから通報する。非常に長く時間がかかっているから大きな話になるんですが。夜間に人がいないという場合、人命安全に関してはいいかもしれないですが、消防活動は大変になるのかなと思いますので、火事が多くならないように対策をしてほしい。

自動火災報知設備が作動してから20分、30分たってしまうと、もう初期火災ではなくなり、何もしていなければ、小火災で終わらない。防災設備の信頼性を高めるということが大事かと思いました。

【庁内関係者】

ありがとうございました。今のご質問に対する対応ですが、事務局で考えている案としましては、少しバーター的なところになるかと思っています。具体的には、遠隔監視をするのであれば、建物にはスプリンクラー設備を必ず付けてくださいですとか。また、火災の感知を感知器だけではなくて、例えば、一つの方策ですが、監視カメラを付けることによって、燃えている箇所を目視できるようにするとか。そういったある程度新たな設備を導入することによって、人の駆け付けや消火のバーターにするというような形での基準を考えてございます。

【議長】

ほかはいかがでしょう。

それでは、私から、図書の電子化の件が1点ありまして、電子化をされて、インデックスを付けられるようなことが言われていたと思いますが、電子化をされたら、もっと素早く、必要な情報が手に入れられるところを目指すべきではないかと思います。PDF化して終わっちゃうと、それほど効果がないと。逆に図書をそのままのほうが早いのかと思ったりします。その辺がどういう形を最終的に目指そうとされているか、もしあれば教えていただければと思います。

【事務局】

議長がおっしゃいましたように、画像データの変換だけだと、今後の活用に対してスムーズに検索ができませんので、あくまでも、先ほど事務局がお伝えしましたように、インデックス等を付けるなどして、消防隊または防災センターの勤務員、いずれに関しても必要なものがすぐに取り出せるような形にしてくださいというようなお願いをしたいと思っております。

将来的には、図書の電子化によりまして、遠隔監視場所、あとはその建物の防災センター並びに消防隊というところが、図書の必要な情報を取り出せるというところを目指したらいいのではないかと考えています。

【庁内関係者】

補足しますと、PDFで保存しなさいというような縛りはかけるつもりはありません。建物側でPDFのほうがいいということであれば、そういったものでもいいのですが、基本的には我々のほうでファイル形式をこうしてくれというような具体的な縛りはかけないです。

あくまでこういう事例、こういう例もありますよと。ですので、例えば、将来的には BIM でつくられたようなものをそのまま閲覧できるような形にするのであれば、それはそれでいいですし。

そういったことで、ある程度自由度を持って、施設管理者側が使いやすいようなものを、我々のほうから規制をかけるんじゃなくて、施設会社側で自由にできるような形での提案をしていきたいと考えております。

【議長】

ありがとうございます。ネットは常につなぐということが前提ですが、クラウド化をしてという形で、そこにデジタル情報がなくてもクラウドに誰でも共有できることかと思っていたのですが。

【副参事】

おっしゃるとおり、そういうのも当然認める、認めるというか、そういうのも使えるというような形で基準は考えていこうと思っています。

【議長】

あと、情報共有ツールも同じことですが、結局建築物の管理体制だけの情報共有ではなくて、消防にも通報が来ると思うので、消防にきた通報が建築物の関係者にそのまま情報として伝わるようにとか、いろいろ利用の仕方というのはあるかと思うので、ぜひとも研究いただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】

以前、部会長がお話しくださった避難訓練の在り方が非常に印象的で、避難訓練と言わずに始まった訓練があって、非常にリアルな避難訓練になったということでした。

18ページで、避難訓練がテナントの理解が得られずと書かれていますが、この防災センターのあり方そのものの課題ではないと思うのですが、私は避難訓練のあり方自体がもっと変わっていかないと、いざというとき、私どもの心得というか、平和で安全、災害がないのが当たり前の中で、いろんな形で今は災害が増えていますので、もう少し訓練のあり方自体が変わっていくようなことも課題というか、入れていただけたらなというのがありました。非常にリアルな避難訓練をされたことがとても印象に残っておりまして、意見を申し上げます。

【事務局】

ありがとうございます。

【議長】

他はいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

高齢化がどんどん進んでいて、災害も大きなのが増えているということで、いろいろ考えていかなきゃいけないかなと。安全検証法も、これだけ高齢化が進み、今は30%ぐらいで、後期高齢者が15%ぐらい。そろそろそういうことも視野に入れたことをやっておかないと、ひどいことになりそうなので。一般論ですが。

【庁内関係者】

それも考慮して検討し進めたいと思います。

【議長】

委員のご意見に、私も追加させていただきたいのですが、人口減というのを根本的な問題が絡む中での防災センター要員と遠隔監視のことだと思うので、そのあたり、本当に必要人員が確保できるかということが大きな問題かと思います。

ですので、この調査の結果を受けて、どのくらい本当に安全を担保するには人間が必要になるかといわれていることを出していただいて、あとはもう本当に機械化せざるを得ないところかと思います。

では、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議事の2番目に移らせていただきます。関係者不在施設における防火管理の今年度の調査方針につきまして、説明をお願いします。

【事務局】

それでは、続きまして、関係者不在施設等における防火管理についてご説明をさせていただきます。

本日の資料については、目次のとおりとなっております。まずは、令和5年度までの審議状況。次に、令和5年度ヒアリング実施状況。そして、今年度の進め方。関係者不在施設の実態調査。最後にガイドライン案のイメージについてご説明をいたします。参考となりますが、参考資料4にてヒアリング調査実施項目詳細についても、添付資料を配布しております。それでは、さっそく最初のスライドで、昨年度までの審議状況についてご説明させていただきます。

まず、令和5年度には、業界の多様化や技術の発展等により、従業員等の関係者が存在しない、または、長時間不在となる施設や在館者に対して少数の関係者で管理運営する施設を、関係者不在施設と定義してまいりました。現状では、例示のようにスポーツジムから宿泊施設まで様々な無人の業態が出現してきております。こういった施設に対し、昨年度は関係者不在施設を展開する運営母体や業界団体に対し、その運営スキームや防火管理体制についてのヒアリング調査を実施してきました。

令和5年度ヒアリング実施状況についてご説明いたします。昨年度は、事務局である当庁職員がヒアリング調査を実施し、その結果、様々な課題があることが分かりました。調査対象はスライドのとおりで、トレーニングジム、物品販売、インターネットカフェ、貸会議室、喫煙所といった業界に加えまして、警備会社の大手2社を含む6つの業種に対して調査を実施いたしました。

この調査結果を災害が起こる前の日常の管理と災害時の対応という分類で整理をいたしました。まず、日

常管理の中で不在施設特有の課題として、消防訓練の実施内容が実情に即していないことや、関係者が施設にいないため、日常のメンテナンス管理が難しいことが挙げられています。また、災害時には初期対応における不安の声が非常に多く、監視場所から施設利用者に直接通話できないことや、セキュリティを強化したことで、避難や消防活動に支障が出る可能性があることが懸念されています。これに対して、多くの業種で初期対応を警備会社に委託しているという意見がありました。

一方で、警備会社にヒアリングを行いますと、消火通報、避難誘導のような防火管理面での初期対応は、あくまで任意的に行うことはあっても、契約上では駆けつけ対応や緊急対応が実施する内容になっているという実態が明らかになりました。このことから、不在施設における有効な初期対応方法の検討が必要と考えられます。

また、ヒアリングを通して各業界の人手不足という問題が非常に多く聞かれました。さらには、24時間営業のニーズや、人件費カットのための省人化、機械化が進むことで、今後ますます関係者不在施設が増えていくことが予想されます。

これらの調査審議経過を踏まえて、今年度の進め方についてご説明いたします。今年度は、令和5年度の調査結果を踏まえ、さらに、広範囲に調査を実施する必要があることが分かったため、委託調査にて関係者不在施設の実態把握を進めていきたいと思います。また、防火管理に活用できるツール等の新技術の検討も進めていきたいと思います。これらの調査から、課題の抽出・分析結果をもとに、実効性のある防火管理に関するガイドラインの作成を目標として進めていきたいと考えております。

今年度委託調査のスケジュールになります。調査自体は、7月1日からのスタートを予定しておりますので、6月中に委託の業者と調査内容について詳細な打ち合わせを実施し、7月の調査をスムーズに開始できるように検討しております。その際に、調査内容につきましては、このあとのスライドで詳細をご説明いたしますので、ご意見いただけますと幸いです。

それでは、調査の内容についてご説明いたします。まず、調査実施にあたり、関係者不在施設の定義についての見直しを行いたいと考えております。従前の定義は、主に機械化により不在及び少人数運営を可能とした店舗を対象としておりましたが、昨年度の調査の結果からも、関係者が少数ではなく全くいない、つまり関係者がゼロになってしまうということが、施設の維持管理ですとか、初期対応などに大きな影響を与えると考えられます。

そこで、少人数でも従業員の居る施設を除き、定義を営業中に従業員等の関係者を配置しない施設と改めました。対象には、24時間営業していて、夜間は従業員が不在となるような施設や、以前から無人施設として存在していたコインランドリーですとかATMも、例外とせず対象として考えております。

ただし、常時従業員が居ることを前提に営業している中で、一時的に従業員が不在となるような場合につきましては、本定義による関係者不在施設には含めないことと考えております。このような定義のもと対象を設定し、調査を実施していきたいと思います。

それでは、実態調査についてご説明いたします。まず、調査の最終目的としては、関係者不在施設の特有のリスクを明確化するということを掲げております。営業中、人の居る施設と比べて関係者が不在となることによって、どのような火災リスクが生じるのかを明確にし、その対策を打ち出していくことが重要と考えております。対象は、東京23区内の関係者不在施設とし、施設の運営母体や業界団体へのヒアリングを中心に調査を実施いたします。

続いて、調査項目の大枠といたしましては、日常の管理、災害時の対応、新技術の活用について、各業種・業態ごとにヒアリング調査で実態を深掘りし、現状や課題を把握したいと考えております。この中で、現状行

っている有効な対策等があれば、ガイドラインへの反映も検討したいと思っております。

続きまして、ヒアリング調査の詳細内容になります。基本のベースといたしましては、昨年度の調査内容と同様のものとなりますが、それらを踏まえて今年度はさらに赤字で示した項目についても追加調査をしていきます。

ヒアリング調査では、人の居る施設と比べて不在施設がなぜ危険なのか、どこにその要因があるのかを明らかにしていくため、これらの目的を網羅したヒアリング内容とするため、施設概要や管理運営スキームについてのヒアリングで、まずは、日常管理における課題を抽出いたします。

次に、災害時の対応は、大きく、発見、初期消火、通報・連絡、避難誘導、消防活動への支障の4項目に分け、災害発生時の段階ごとに対応状況を聞き取り、それぞれ問題点を整理します。今回、新たに施設運営側からの視点だけでなく、活動を行う消防側からの視点でもリスクを抽出し、必要な対応について検討します。日常時、災害時、活動時といった様々な視点からリスク検討を行い、ヒアリングから得た情報を分析し、対応策をガイドラインへ反映したいと考えております。先ほども申しましたが、別紙の参考資料4にて詳細なヒアリング調査項目案をお配りしておりますので、追加項目等についてご意見がありましたら、部会後でも結構ですので事務局までお願いいたします。

最後に、ガイドライン案のイメージについてご説明いたします。現状、関係者不在施設には明確な指導指針がなく、有効な指導が実施できていないという状況です。その理由としては、関係者不在施設という新しい形態について実態が分かっていないことや、各業態の火災発生リスクが明確でないことが挙げられます。

今年度委託調査を実施し、関係者不在施設特有の火災リスクの洗い出しを実施したのち、整理分析し、関係者不在施設に求められる安全対策を検討、最終的に関係者不在施設に対する防火管理ガイドラインを策定し、法的な基準を満たすだけでなく実効性のある防火管理体制の構築を目的としています。

次のスライドで作成イメージをご説明いたします。こちらは、ガイドラインをイメージにした表になります。表の説明をいたしますと、まず、縦軸で示したリスクの例示に対しまして、横軸に示す各業種がどういったリスクに該当しているのかといった比較の表になっております。業態によって該当するリスクが異なるというところが特徴となっております。例えば、就寝や様々なサービスを伴う宿泊施設、一番左の列のものとATMコーナー、一番右のものについては当然リスクが異なっています。また、同じ業種のスポーツジムといったところでも、多様なサービスを行う業態Aとそうでない業態Bで該当するリスクが異なってきます。

ここで言いたいことは、宿泊施設、スポーツジム、物品販売といった業種の枠組みの中で対策を取ろうと考えても、その枠組みの中でさらに様々な業態があり、一様に当てはまらない対象が出てきてしまうため、個別施設のリスク要因そのものに対して、安全対策を取っていく必要があるということになります。

それでは、最後のスライドで実際の対策案を含めたイメージについてご説明いたします。こちらで示しているものも例示になりますが、該当部分に今後の調査で抽出される施設特有の火災リスクの要因を追加して、そこから想定されるリスクを設定します。その安全対策をガイドラインに示していくという流れで作業を進めていきたいと考えております。用途や業態に縛られず、不在施設特有のリスクに対して有効な安全対策を講じることができ、最終的には実効性のある防火管理体制が構築できると考えております。事務局からの説明は以上となります。

【議長】

ありがとうございました。こちらは、関係者不在施設の防火管理のやり方についてのご説明でした。関係者の不在にどうしたらいいのかということが根本なので、いかがでしょう。今後の検討方針、調査方針につ

きましてご質問、ご意見がございましたらお願いします。どうぞ。

【委員】

全体的な調査の流れはよろしいと思いますが、そもそも、有人で管理している管理者が求められている要件ですが、これを本当はやらなければいけないが、不在でやってないことの話だと思imasるので、ここをクリアにしていただけるといいのかと思いました。

その上で、最後のスライドで、状況も含めてお聞きしたいのですが、不在のホテルというのが今あるのかということですが、チェックリストで、この最後の対策で、これでいいとなると、どんどん増えていくこととなります。

ですので、例えば、特にリスクの高いものについては、人を置かなければならないとか、あるいは最低限何かしなきゃいけないとか、そういう不在前提でないような考え方もあるのかなとか思っています、その2点について伺いいたします。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。委員がおっしゃられましたとおり、まず1点目ですが、有人で必要な管理等というものを無人でどうやって補完していくのかというのが、今回一番大事なところかと思っておりまして、そのためには、まず実態を調査するというところにもなってくるかと思imas。

基本的には、今回、調査項目としまして、日常の管理と災害時の対応というところに分けまして、その中で人がいないことによってどういった影響があるのかというところを中心に、調査をかけさせていただいて、整理をしてまいりたいと思っております。無人におけるリスクというところから調査しまして、委員の方々にご紹介できればと考えております。

2点目ですが、無人のホテルというものが実際にあるのかというお話でございましたが、関係者不在となるような、夜間だと思imasが、そういったものが地区によって既にあるというのは聞いております。

東京にあるかどうかということは、これから調査をかけているところですが、全国的に見ますと、そういったものも既に普及していて、災害等の発生もあったというようなことを聞いております。

【委員】

分かりました。その辺りは、もしくは有人であるべきという考え方も大事ということはある得るのかなと。それも含めてお願いします。

【議長】

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

ガイドライン案のイメージの①と②がすごく分かりやすくいいと思うんですが、感じたこととして、ガイドラインのイメージの②に、求められる安全対策というところでは。

これを注視していくと、すごく多くなってしまうと思うので、それをどこまで求めるかということが、結構大切なかと思imas。

なので、この対策案を考えるときに、対策の効果とか対策のコストとかも、どれを義務化するか、どれを

やるだけやってほしいとか、そういった濃淡みたいなのをつけていただいてもいいのかと思いました。

【事務局】

委員のご指摘いただいたとおりでして、事務局といたしましても、対策が複数出てくると、どこまで求めていくのかというところが非常に検討の余地があるところだと考えておりまして、その中で、消防計画というものが、従来有人の施設でもございますので、その基準をまず最低限満たすところというのは、必要になってくるところだと思います。

それに対して、従来人が居た施設と、今回人がいなくなってしまうということで、物理的にできなくなってしまうというのは困りますので、そこについては最低限のラインとしては求めていきたいと考えております。

さらなる安全対策として必要なところについては、今後さらに検討していきたいと思っています。

【議長】

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

調査項目を拝見いたしましたが、これから、打合わせで最終的に詰めていかれるとのことなので、確認させていただきたいと思います。

細かく質問されており充実した内容になると思いますが、質問項目によっては、そういうものがあるかどうかとか、存在しているかということを聞くだけでは不十分で、実際に機能しているのかどうかという観点まで踏み込んで確認していただくことが望ましく、のちにガイドラインに反映するという観点からも、情報が不十分にならないよう検討いただければと思います。

調査を委託する会社の方と入念に打ち合わせておられると思いますが、質問により今後に有効な回答を引き出すという観点からも、今申し上げた点を確認いただきたいことが1点です。

もう1つは、非常に多岐なチェック項目を挙げておられることについてです。最終的にガイドラインに反映されるときに、煩雑になってしまうと、使いにくいことも懸念されますし、何らかのメリハリをつける手掛かりが得られるとよいと思います。例えば、多様なリスク項目があるのですが、現場の主観として、どのリスクが一番危機感を持つものかというような点なども情報としてピックアップしていただけるとよいのかもしれません。この点についても、確認させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。今委員がおっしゃられたとおり、委託調査をする中で、その設備が備わっているかだけではなくて、実際にそれが機能しているのか、そのもの自体が機能して安全を確保されているのかどうかというところまで踏み込んで調査はさせていただきたいと思っております。

あと、調査項目で、どこが重要なのかというところに絞ってというようなお話もございました。その点につきましては、人命の安全に関わる部分で、特に関係者不在ですと、どこが一番難しいかということ、通報ですとか、初期消火ですとか、そういったところの災害時の対応というのが非常に難しいと我々も考えておりますので、そういったところを踏まえてチェック項目等を絞っていければと考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

私、文化財保護財、神社にも関与していて、それで、神社が近所にたくさんあって、実は火災があったんですね。

関西のあるところで、調査時に、そのときに、その前にもその一部が火災にあったということのようなので、だから、同じようなことがあるのではないかと。

今までに不具合とかトラブルになったことなどの問題が起こっているわけですので、管理体制とか調べるわけですが、トラブルが起こっているかということは、調べることはできないのでしょうか。

【事務局】

検討したいと思います。

【議長】

ほかはいかがでしょうか。お願いします。

【委員】

最終的にレポートにまとめるときに、言葉にして整理するのが難しい点なのかもしれませんが、調査するにあたって念頭においていただきたいと思うので、何点か申しますと、前回は申しましたが、応急消火義務をどう考えるかというところが一つあると思うんです。

一般的には、公的消防が到着するまでの間、一定レベルの被害の軽減を図るということに、大雑把にいうとなるのかなとは思いますが、それがどの程度できたらルールとして合っているのかというあたりがなかなか難しいところだと思うんです。

それは、人的被害の側面と物的被害の側面があって、物的被害に関していえば、一つの視点としては、先ほど長谷見先生からも前の項目のところで少しありましたが、周りに対して著しく延焼危険とか、それに伴ういろんな被害が発生する恐れがあるのかというのも一つの視点としてあると思います。

人的被害には、基本的には人命安全ですよね。最悪命が助かるということは、最低ラインだとは思いますが、現実問題としては、お客さんとかユーザー側を100%管理サイドで助けるということにも必ずしもなっていないですね。そこら辺のさじ加減というか、表現とかが悩みどころかなと。

あと、先ほどの防災センターのコーナーでも、防火対象物側のアンケートの回答で、病院とかホテルは比較的人が配置されているので、完全に遠隔にはしないという、監視だけにはしないという回答例がありました。

ただ、建物自体の管理運営上の従業者配置の必要性みたいなものというのは、結構まちまちだと思うんですね。同じ宿泊施設といっても、民泊とか簡易宿舎みたいに人がいない前提か、簡易宿舎についても、フロントに人の常駐を義務付けない方向で議論したり、制度的になされようとしていたりしています。

ですので、そこら辺に管理運営上の従業者配置の必要性だったり、建物自体の社会的に期待されている実体からして、いわゆる健常者ばかりなのかとか、ユニバーサルデザインが当たり前と思われるのかとかで

違ってきてしまうんですが。

そこら辺を諸々考えないと、ある業態に関して言うといいけれども、この業態に関してはバランスに欠くとかいうことがいろいろ発生してしまいそうになると、このガイドラインをつくるときにそのような気がするんです。

東京都だけの問題じゃなくて、日本全体として考えなければいけないところだと思うので、総務省、消防庁としてもいろいろ考えなければいけないと思っているんですが、そこら辺を先行して検討していただいているので、もう少し念頭に置いていただければ幸いです。

【事務局】

確かに同じ用途であっても、対象物によってガイドラインが違ってしまいうような形というのは、非常に我々も危惧しておりまして、そういうようなことが起きないように、起きたとしても補完できるような形で、何かガイドラインを導き出せたらいいのかと考えています。

応急消火義務者の考え方というのは、非常に難しいところでございまして、前回もお話があったんですが、ユーザー側になるべくその行為を行わせないというようなお話をいただいております。

あくまでも利用者側に起因する火災であれば、応急消火義務というのは発生するんですが、それ以外の場合には義務が発生しない。その場合に、どうやって初期消火というものを担保するのかというところを、非常に我々も難しいというイメージを持っておりますので、調査をしながら検討していければと思います。

【庁内関係者】

考え方としましては、委員がおっしゃられることももっともだと思いますので、全ての用途に範囲を広げるかどうかも含めて検討させていただいて、場合によっては、ある程度用途を限定して、例えば、社会福祉施設みたいなところは除外するとかいうような、一定の縛りかけるといのが有効かだと思いますので、その辺も踏まえながら検討していきたいと思います。

【議長】

ほかはいかがでしょうか。お願いします。

【委員】

先ほどのご説明を伺いますと、これまでの指導のレベルとの同等性みたいなことを考えながら、ガイドラインがつくられていくのかと思うんですが。先ほど、委員も指摘されたように、社会が変わってきているということも踏まえる必要があるかと思います。その中で、主なものは高齢化と建物自体の木質化が進むということです。

初期化対応要員の不足というのが大きなファクターを占めるというご説明でしたが、初期消火がうまくいかない初期の火災性状が激しくなる。消防隊が駆けつけたときに消火できる状態なのかということを見ると、木質化ということに対してある程度要求する。具体的に言ってしまうと、例えば、無人であるのであれば、木質系の建物であれば、天井だけは不燃材料でしてくださいねというような、消防側からは言いにくいかもしれませんが、そういったことも含めて検討してはどうかと思います。

【事務局】

委員がおっしゃるような形で検討を進めさせていただければと思います。

【議長】

ほかはいかがでしょう。

では最後に、私から。最後のガイドライン(案)のイメージでいろいろ対策が書かれているのですが、こういう対策案があるんですが、同意するにあたって難易度が変わるので、この辺りも聞いていただくといいんじゃないかと思います。これは割とやりやすいとか難しいとか。情報共有ツールで多分これは無人の管理者不在施設なので、誰に情報共有ツールを入れてもらうかという、たぶんお客さんですよ。その方々にどうやって入れていただくかということを考えなきゃいけないかもしれません。

もう1点、今回、定義が変わりましたが、ある意味定義が狭められる気がしまして、これは、狭めて調査をするというところで、調査のための定義と考えておいたほうがいいんじゃないかと思うので、結果は少数の関係者で運営する施設にも使える内容にぜひこの辺りはさせていただければと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議事の3番目です。オールスタンディング形式の客席基準のあり方に係る検討につきまして、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、オールスタンディング形式の客席基準のあり方について、事務局より説明させていただきます。資料3をご覧くださいと思います。これについて、昨年度、火災予防条例に定める劇場等における劇場等の基準のあり方に係る検討という形で、実験を含めた業務の委託をして、そちらについて内容を昨年度ご報告させていただいたところです。これについて改めて振返りをさせていただいて、今年度何をしていくかということでご報告させていただければと思います。

まず検討を始めた背景・課題としまして、時世の変化に伴い、様々な客席形態を有する大規模イベント等、条例で定める基準には対応できないケースが増加してきているということがあります。特に屋内に係る全席立席形式、つまりオールスタンディングの客席については、現状としまして、法令の基準ではなくて行政指導で対応しているという現状がありました。それらの課題に対応するために、先ほど申し上げたように、別に立ち上げた検討委員会に委託して検討を行ってきたところです。

改めて、現行の基準と課題について申し上げます。まず、現状の条例の基準ですが、「立席については客席の後方とし」という記載があることから、全席の立席を想定していないということで、当庁としてはオールスタンディングに係る基準がないということで、行政指導という位置づけで指導をしてきているところです。

行政指導の内容としましては、この右下に細かく横5m、縦2.4mのブロックが12ほど並んでいるものがあるんですが、こういった形での形式を行政指導でさせていただいているところです。

さらに密度も1㎡あたり2人ということで指導しているんですが、これが余りにも厳し過ぎるということもありまして、署によってどの程度まで守らせるかというところで、かなり差が出ているのが実態です。

実態と現状で上がっているオールスタンディングのものでかなり差があるということで、統一した基準、安全性を確保した上での現実的な基準を策定する必要があるということで進めてきたところです。

右上の3番の避難実験を予備実験と本実験で2回行いました。予備実験においては、予備実験の様子で書かれているとおり、現行の指導基準等をもとに手すりがあるような状況での実験を行いました。その結果として、細かいブロックを構築した上での手すりというものは必要ないが、全体としての群集制御のために何らかの手すり、一定程度の手すりが必要ではないかという結果になっております。

また、150人で実験をした中で、1ブロック150人までは許容できるだろうという結果になっております。その中で、150人はいいが、それ以上増やせるのか増やせないのかということが課題として挙げられたことから、本実験のほうでは250人のモニターを活用して実験を行いました。主な結果としては、避難時間については人数に応じた適正な結果、適正と言いますか、大きな差は見られなかったんですが、転倒の危険を感じるかどうかといったところで違いが見られました。違いは見られたんですが、1ブロック250人が一斉に1の出入口から避難することについては、その結果の内容からも許容できるのではないかとということで報告させていただいているところです。

その結果として、新基準案としまして4番のところに記載させていただいています。まず250人を超える場合には、250人以下ごとに一定の区画をしていく必要があるだろうということ。それから、250人ごとに出入口または通路に有効に通じていること。3つ目として段差の禁止。4つ目として定員については1㎡あたり4人以下とすること、それから避難誘導が非常に重要だというご意見もあったことから、避難時間を計算して、それをもとに避難計画を作成するという。これらを新基準案として示させていただきました。

これらの基準案について、今年度ご審議いただきたい内容としましては、条例改正の要否ということで掲げさせていただいております。屋内におけるオールスタンディング形式の客席について、現状としては、火災予防条例の規制対象外として取り扱っています。どのような形状の客席でも、現状としては火災予防条例違反にはならないという状況になっております。

ただ一方で、オールスタンディング形式は入場者の密集度も高く、火災による避難に支障を来すおそれがあるため、条例改正が事務局としては必要ではないかと考えてはいるんですが、そちらについてご審議いただきたいと考えております。

その他としまして、オールスタンディングの新基準に関して、細かい課題等、それぞれこれまでもご意見をいただいておりますが、必要に応じて検討をしていきたいと考えております。簡単ではございますが、こちらの件について説明は以上になります。

【議長】

ありがとうございました。

ご意見、ご質問等はございますでしょうか。どうぞ。

【委員】

これまで何回か質問させていただいたことですが、被験者実験を非常に貴重な実験されてこられたと思うんですが、かなり女性の側に分布が寄っていたと理解しておりまして、予備実験のときはほぼ全て女性であったと。本実験のときは多少男性も入れたという状況だったかと思います。

それで、性別差が余りにも大きい状態の被験者実験に基づいて基準を検討するとなると、かなり危険、危険というか難しいところもあろうかと思いますが、そこら辺、本実験のほうはかなり改善されたと理解しているんですが、

こういった実験をされる際において、性別も当然そうですが、それ以外、年齢層ですとか、場合によっては避難弱者の方とか、そういったところの配慮とか、そこら辺、今後何かご検討のご予定はございますでしょうか。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。性別、年齢層については、今回実験の中で報告はさせていただいているところではあるんですが、過去の実験等と比較した上で、結果として流動係数に大きな違いがなかったことから、今回の検討結果をそのまま活用させていただきたいと考えております。

また、災害弱者等につきましては、様々な課題があるとは認識はしておるんですが、今回そちらのほうまで検討を深めるということは、現時点において予定はしておりません。回答は以上になります。

【委員】

了解しました。ありがとうございます。

【議長】

他はいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

オールスタンディング形式という状況は、人が立っているかどうかということよりも、その1つの空間に大勢の人数が入っているというところが、一番問題になると思います。

座席があれば、座席数によって人数が決まるが、オールスタンディング形式の場合、ある程度人数を決めたり制御しないと、危険な状態になるという趣旨から規制が必要なのだと思います。

それでご質問ですが、これから検討される条例の改正などが、スタンディングしていない場合であっても、ある一定の空間があって、そこに座席を自由に配置して座るかもしれないというような会場にも適用されるのでしょうか？

もしスタンディングだけを前提とされているのであれば、ぜひ固定席ではない自由席の客席で、お客様が自由に入れる、人数設定が自由にできるような会場についても、対象とすることを検討していただければと思います。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。座り席ということで自由に座れるという趣旨でいきますと、既に安全条例じゃなくて火災予防条例の中で「大入り場」という基準がございます。こちらのほうは、密度認定の管理として3人/m²という基準があります。

さらには、幅員であるとか縦通路の取り方、横通路の取り方というのが既に決められておりますので、今回はあくまでもオールスタンディングを対象としているということになります。回答になっておりますでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。条例の対象は、空間の使い方として、椅子を置くか置かないかということで決めているということでしょうか。

【事務局】

まず椅子を置く場合には、固定しなければいけないという基準になっておりまして、それは固定の椅子席としての基準があります。

椅子を置かなくて、例えば、座布団とか敷物を持ってくるとか、あるいはそういった敷物がなくても座ることを前提にしているもの、床に、地べたに座ることを前提にしているのが「大入り場」という基準になります。

【委員】

では、地べたに座らずに、例えば、可動式のパイプ椅子を並べるという場合はどうでしょうか。

【事務局】

可動式のパイプ椅子を並べるときには、固定しなければいけないという基準に抵触することになります。

【委員】

なるほど。

【事務局】

ただ、特例基準として、連結するなどにより椅子が乱れないようにしなければいけないという特例基準があるんですが、これも曖昧な部分もあるので、別に庁内の予防技術検討委員会で、さらにその具体的な統一的な基準は示していく予定ではあるんですが、そういった基準が別にあります。

【委員】

では、パイプ椅子を並べて連結しないで使いたい場合は、このオールスタンディングの基準が適用されるのでしょうか。

【事務局】

そうではなくて、単純に条例に適合しないので、それは認められないということになります。

【委員】

では、立たないでパイプ椅子を利用する場合はどのような進め方になりますか。

【事務局】

パイプ椅子を自由に並べるということは、法的には現時点では認めていないんです。

【委員】

できないということですか。

【事務局】

できないということです。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【事務局】

ただ、劇場等に限っているので、興行的でないもの、例えば分かりやすいのが体育館で入学式とかいったときに椅子を並べるときに、そこまで言っているものではないんですが、あくまで興行的に実施されるものについては、椅子を固定しなければいけないという規制がかかっていくので、それに基づいて固定、もしくは連結していただくということになります。

さらには、小規模な客席のあり方についてもあるんですが、小規模な、例えば20席パイプ椅子を並べるよといったときに、それを連結しなきゃいけない。

現時点でご質問があった場合には連結してくださいという形で回答はしているんですが、その辺の合理性についても課題としては認識しておりますので、庁内で立ち上げる、外部の有識者も呼んでの検討委員会で別に検討することで考えております。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。

【議長】

他はいかがでしょうか。お願いします。

【委員】

私はこのオールスタンディングの予備実験のほうに参加させていただいたんですが、そのときに結構皆さん、お行儀がよいというか、「これから避難していただくので、あのドアから出ていってください」ということで、「避難を始めてください」と言って、皆さん歩いてお行儀よく出ていかれたんですが、実際に火災が起きたとき、どれくらいパニックになるか。

このお行儀よく出ていただくというのは実験の限界だと思うんですが、実際の火災のときにどういう行動をとるのかというのは分からないと思うので、もしできたら、過去にオールスタンディングの状況で火災が起きたみたいな事例があったら紹介していただきたいと思います。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。過去にオールスタンディングでの、日本では特に具体的にはないんですが、海外であった事例はあるということです。そのときには火災ではなくて、何かしら緊急的に避難しなきゃいけないとか、あるいは演者が煽って人を動かして殺到するとか、そういった事例はあるようです。

日本では、過去に、オールスタンディングではないんですが、蛇の死骸を客席に投げ込んだ人がいて、それによって一斉に出口に逃げて転倒したとか、そういったようなことがありまして。

どちらかという、現場での火災のパニックがそれと違うとも言い切れないんですが、どちらかというソフト面に対応できる対策、要は、そういった事態が起こらないような管理の仕方というのも重要だとは考えております。そういったことで、避難計画であるとか、運営管理のほうの注意点を重視して対策を取らせていく必要があるとは考えております。

【委員】

避難するのは人なので、人にどう働きかけておくかみたいなのが大事かと思うので、例えば、コンサート始

まる前にアナウンスでこういうことを伝えておいてくださいとか、そういう基準というか例とか、そういうのがあったらいいのかと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。参考にさせていただいて、アナウンスは重要だと思っています。あとは、現場での避難経路の明示、「ここが避難経路ですよ」という、常時の入場管理と避難経路というのは、どうしても各関係者の皆さんとお話しているとずれが出てくる部分があるんですが、避難経路の明示であるとか、避難時のアナウンスというのは重要だと考えておりますので、基準等に入れ込んでいきたいと考えております。

【議長】

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

実験等もさせていただいて、分かってきたことに従って検討していることは非常に分かりました。

今回、条例改正についてということで、2枚目の4のあたりが一つの流れかと思いますが、条例にはできないけれども、今言ったようにガイドラインみたいなもの、このあたりの検討は次年度行うのか、あるいはそのあたりはどの辺までやるのか教えてください。

【事務局】

ありがとうございます。火災予防審議会のほうでは、こちらの基本的な基準についてのご審議をいただければと思っているんですが、その他の防火安全対策等については、他の用途についても当庁で示している火災予防事務審査検査基準というところに防火安全対策が定められております。

そちらのほうと同等のレベルのものについては、庁内で立ち上げる予防技術検討委員会に関係する外部有識者様にご検討いただいて、審議を進めたいと考えております。

【委員】

先ほど、小規模の話もあったと思うんですが、同じような用途であっても、規模によって対応が全然違うと思いますので、そのあたりの具体的かつ総合的なものは必要かと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。

【議長】

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

新基準の一番下にある避難時間計算ですが、これは本実験の結果とは対比して見られて、避難時間計算しておけば、それよりも多分、実験なので早く避難できているのかとは思っています。

先ほどの委員がご心配されたような状況という、パニック状態になってしまうという中で、避難時間計算が

どこまで有効なのかということはありませんが、でも建築計画法の、例えば出入口とかが、その辺がオールスタンディングに対応できているというあたりは、本当は建築の確認申請の段階でもうオールスタンディングを想定していますというのが出てくれば、割と安全確保できるかと思います。

ただ、あとになって、オールスタンディングの興行者が、そのあたりを計算してみると可能でしたということかと思っているんですが。その辺、パニックでもいかにそのあたりを担保していくかというのは十分慎重にやっていただくといいんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。東京都の場合は、建築安全条例で客席からの出入口については安全条例で、建築のほうの規定になっております。中の客席の通路が火災予防条例になっております。小規模・中規模という、この4のところに書いてあるぐらいの大きさまでであれば、一定的な基準で対応できているんですが、これを超えてくるような話になると、もうその必要な幅員がそもそも現実離れしてしまうということになってしまうと認識しております。

ですので、安全条例も避難安全検証等を用いた緩和規定の適用になってくると考えていますし、あわせて火災予防条例のほうの基準も、この基準に適合しないという形での特例的な適用になってくると考えております。

そういった場合のものについては、それも別に検討を進めながら、煙の防火時間であるとか、そういったことの比較を慎重に検討しながら進めていきたいと考えております。

【委員】

ありがとうございました。

【議長】

どうぞ。

【委員】

さっきの委員のコメントにありましたが、避難安全検証は事前に出るんですよ。いわゆるルート比率。そこでは出口の配置だとかいろいろ議論はされているので、一度そういう事例を、設計者でもいいし、建築センターみたいなところがどれだけ言えるか分からないですが、審査の内容については守秘義務があるので。

さっきから委員が質問していたのは、そこで議論になっているような話なので、そういうヒアリングを設計者とか審査のところでしていると思いました。

【事務局】

ありがとうございます。いろいろとヒアリングを続けていきたいと思います。

【委員】

この見直し自体はもともと避難管理の規定の中で従来型の立ち見席の範ちゅうに収まらない概念なので、必要だろうと思うので賛成ですが、この報告書をまとめるとき、参考情報としてこういうことも書いておいたほうが、安心感という意味でいいのかと思うところがあります。

先ほども佐野先生から「規模によってもいろいろ違うよね」という話がありましたが、例えば劇場等に関し
て言うと、火気管理とか可燃物の持ち込みとか。あと、舞台部の規模によってスプリンクラーの義務づけが
あったりとか。緞帳の類いも防災品を使えとか、かなり規制がきついんです。

もともとのハザードが想定程度で、規模が大きくなればなおのこと抑えられている前提で、主として避難
のところに注目してこの規定はできていてみたいな、前口上としてあったほうが、無限定にすごい火とかバ
ンバン使って、スプリンクラーも何もない大舞台で実際火が起きたらどうするんだとか。「そんなの避難計算
やったって逃げられるわけない」とか、変な誤解が生じないように、その辺の既に枠がはまっている部分に
関しては、解説を入れてもいいのかと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

劇場も舞台も例えば500㎡超えるとスプリンクラー設備が必要であるとか、消防法令上の排煙設備が必
要であるとか、様々な基準がありますので、過度に危険がというか、安全を求め過ぎないようにというよ
うな趣旨なのかなということも含まれていると認識したんですが、いろんな基準がきちんとありますよと、そ
れらをきちんと守っていただくのが前提で、これらについてもどういった形で指導していくかというのを検
討していきたいと思います。

【委員】

むしろ厳しくしないようにというより、むしろ結構素地としてはちゃんと安全が確保されている中で、要は
事務局側というか、今回の検討がすごい危険かもしれないのに、オールスタンディングみたいなものを無限
定で認めていこうとしているかのように思われぬようにしたほうがいいんじゃないかという、むしろそっ
ちです。

【事務局】

はい、分かりました。

【議長】

お願いします。

【委員】

予備実験、本実験に参加させていただいて、コメントみたいになってしまうんですが、結構混んできると前が
見えないので、周囲に空いている出口があっても回り込むということが非常にしづらそうだったので、

このレイアウト案は劇場の扉が均等に付いているから、大丈夫そうな気がしちゃうんですが、実際は非常に
出入口が偏りがあるので、避難時間計算方法とかで計算ができればいいんですが、そういう配置の検討は
重要かと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。そのとおりだと思っております。例えば基準2のところに、出入口等は避難上有効
に確保することというのが書いているのは、そのこともちゃんと示していく必要があるかなというところで

記載させていただいております。

均等配置については、こちらも実は建築安全条例のほうで「出入口は均等に配置する」ということは、既に基準ではあります。ただ、検証等によってそれが適用除外されてしまうものでもありますので、特例を適用する場合であるとかいったときには、一定の制約ができるように、避難上有効な形での配置というのは求めていきたいと考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

ほかはよろしいでしょうか。ないようですので、最後の議題に移らせていただきます。最後は新たな委員の委嘱についてということで、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、事務局から、資料4の新たな委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。

防災センターのあり方や関係者不在施設の防火管理、劇場のオールスタンディングの基準を検討するにあたり、それぞれの業界や消防用設備の技術に精通した有識者の方に委員として参加していただき、議論を深める必要があると事務局では考えておりますので、それぞれの業界を代表する団体から1名ずつ委員を推薦していただき、合計3名の方の委嘱を検討しております。こちらの部会で承認をいただければ、新たな委員として委嘱手続きを進める予定でございます。

新たな委員の委嘱についての説明は以上でございます。

【議長】

よろしいですか。では、部会のほうでお認めいただいたということで、進めていただければと思います。ありがとうございます。

以上で議事は全て終わりましたので、議事進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

本日はお忙しい中ご審議をいただきありがとうございました。本日ご指摘いただいた内容につきましては、今後の調査検討の方針の中ですとか、次回の部会のほうに反映させて進めさせていただきたいと考えております。

それでは、以上をもちまして火災予防審議会人命安全対策部会第4回部会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(11時46分閉会)